

日本政策金融公庫からの資料

(前提)

個別案件の判断根拠について、当社の業務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあることから、開示しておりません。

問 林業は収益が得られるまでが長期である中で、林業公社は資産ゼロから融資と補助でスタートした。金融機関である公庫として、林業公社からの返済見通しについて、どのように判断し、融資を行ってきたのか。

答

一般論として、お答えします。

- 1 林業公社への貸付けに当たっては、経営森林の実態（樹種、林齢構成、施業体系、伐期など）や経営実績等を踏まえ、事業計画の妥当性、償還の確実性、都府県の林業公社に対する支援状況及び債権保全措置をポイントに金融審査を行い、総合的に融資の可否を判断しています。
- 2 林業公社からの返済見通しについては、林業公社の長期収支計画の妥当性や、状況に応じて他（都府県）からの資金調達見込みなど償還の確実性を確認しています。

問 特に本県の2公社については、どのように考え、判断であったのか。

答

個別案件の判断根拠について、開示しておりませんので、差し支えない範囲でお答えします。

- 1 融資に当たっては、前述のとおり、総合的に判断したものと考えています。
- 2 滋賀県造林公社は昭和40年から、びわ湖造林公社は昭和49年から分収林事業を開始後、現在までに562億円の資本（直接事業費）を投下し、両公社併せて約2万haの森林を造成しました。この間、直接事業費のほか、管理費等を含め必要な資金を借入金により賄った結果、負債は1080億円に達しています。
- 3 こうした財務悪化の原因について、両公社ともに補助金利用が少ないことから自己負担額が大きくなっており、借入金の増加につながったことも要因と考えられます。